令和３年１月６日

各高齢者福祉施設等管理者　様

筑西市保健福祉部介護保険課長

高齢者福祉施設等における感染発生防止策等の徹底について（お願い）

平素は，本市高齢者福祉行政の推進に，格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策につきましては、多大なるご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて，全国で新規感染者数の増加が続き，過去最多の水準となっており，入院者数や重症者数の増加により，医療提供体制への負荷が更に高まっております。そのような中，本市においては，高齢者福祉施設等において，利用者の感染が複数確認されており，ひとたび施設内で感染症が発生すると，短期間で感染が拡大する状況が懸念されます。

つきましては，下記にご留意いただき感染防止対策等の再徹底をお願いいたします。

記

（１）感染発生防止策の引き続きの徹底

県作成の「新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）」や国の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」等を踏まえ，

・感染の疑いについてより早期に把握できるよう，管理者が中心となり，毎日の検温の実施，食事等の際における体調の確認を行うこと等により，日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。

・管理者は，日頃から職員の健康管理に留意するとともに，職員が職場で体調不良を申出しやすい環境づくりに努めること。

・感染が疑われる者が発生した場合の連絡・相談体制や他施設からの職員派遣などの応援体制を整えておくこと。

・高齢者は症状が重症化しやすく，早期対応が一層重要であることから，高齢者施設等で発熱，呼吸器症状，倦怠感等の症状を呈する利用者・職員が発生した場合は，受診前に電話で相談のうえ，速やかに診察・検査医療機関を必ず受診すること。

（２）感染発生時の早期収束のための感染管理の徹底

・感染が発生した場合には，保健所の指示に従い，ゾーニング等の感染管理を速やかに実施すること。